

周防大島町告示第43号

平成17年第7回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

平成17年11月24日

周防大島町長 中本 富夫

1 期 日 平成17年11月28日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

安本 貞敏君	伊東 梅芳君
平野 和生君	荒川 政義君
浜戸 信充君	杉山 藤雄君
神岡 光人君	田村 三郎君
伊藤 秀行君	武政 輝夫君
平村 真成君	魚谷 洋一君
松井 岑雄君	黒田 壇豊君
広田 清晴君	魚原 満晴君
富田 安英君	木村 潔君
中本 博明君	平川 敏郎君
田中隆太郎君	小田 貞利君
尾元 武君	久保 雅己君
新山 玄雄君	

応招しなかった議員

土手 正喜君

平成17年 第7回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

平成17年11月28日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成17年11月28日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案説明
- 日程第4 議案第1号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第2号 平成17年度漁村再生交付金浮島漁港整備工事の請負変更契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案説明
- 日程第4 議案第1号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第2号 平成17年度漁村再生交付金浮島漁港整備工事の請負変更契約の締結について

出席議員(24名)

1番 安本 貞敏君	2番 伊東 梅芳君
4番 平野 和生君	5番 荒川 政義君
6番 浜戸 信充君	7番 杉山 藤雄君
8番 神岡 光人君	9番 田村 三郎君
10番 伊藤 秀行君	11番 武政 輝夫君
12番 平村 真成君	13番 魚谷 洋一君
14番 松井 岑雄君	15番 黒田 壇豊君
16番 広田 清晴君	17番 魚原 満晴君
18番 富田 安英君	19番 木村 潔君
21番 平川 敏郎君	22番 田中隆太郎君

23番 小田 貞利君

24番 尾元 武君

25番 久保 雅己君

26番 新山 玄雄君

欠席議員（2名）

3番 土手 正喜君

20番 中本 博明君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山内 章弘君

議事課長 木元 真琴君

書記 河井 敏博君

書記 藤本万亀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	中本 富夫君	助役 .....	椎木 巧君
収入役 .....	吉村 正晴君	教育長 .....	平田 武君
公営企業管理者 .....	川田 昌満君	総務部長 .....	村田 雅典君
総務課長 .....	吉田 芳春君	総合政策課長 .....	坂本 薫君
財政課長 .....	奈良元正昭君	健康福祉部長 .....	馬野 正文君
産業建設部長 .....	岡村 春雄君	環境生活部長 .....	村田 章文君
久賀総合支所長 .....	野口 菊義君	大島総合支所長 .....	山本 治君
東和総合支所長 .....	田村 博君	橘総合支所長 .....	中河 美昭君
教育次長 .....	布村 和男君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君

午前9時30分開会

議長（新山 玄雄君） おはようございます。本日はお忙しい中を御出席いただきましてありがとうございます。ただいまから平成17年第7回周防大島町議会臨時会を開会いたします。

土手議員から欠席、中本議員から遅刻の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（新山 玄雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、19番、木村潔議員、21番、平川敏郎議員を指名いたします。

### 日程第2．会期の決定

議長（新山 玄雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、本日1日限りとすることに決しました。

### 日程第3．議案説明

議長（新山 玄雄君） 日程第3、議案の説明に入ります。

町長より議案の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） おはようございます。平成17年第7回周防大島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず、早朝から御参集を賜り、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

それでは、本日提案をしております議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本臨時会に提案してあります案件は、条例改正に関するもの1件、工事請負変更契約に関するもの1件であります。議案第1号は周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

国の人事院勧告を受け、国家公務員の給与に関する法律が改正公布されたことに伴い、これに準じて、周防大島町一般職の職員に関する条例等の一部を改正しようとするものでありますが、12月期末手当支給基準日である12月1日までに所要の条例改正をするために、本臨時会に提案し条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第2号は、平成17年度漁村再生交付金浮島漁港整備工事の請負変更契約の締結についてであります。

この工事は平成17年9月6日付けで、周防大島町大字東安下庄のユタカ工業株式会社と契約をし、工事を進めておりましたが、このたび施工追加等の増工による工事内容の変更に伴い、原契約を増額し請負変更契約の締結をするため、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、概要につきまして御説明をいたしました。詳しくは提案の都度、関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 以上で議案の説明を終わります。

#### 日程第４．議案第１号

議長（新山 玄雄君） 日程第４、議案第１号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） それでは、議案第１号一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、本年の人事院の給与勧告は８月１５日になされましたが、政府はこれを受け、９月２８日に勧告どおりに改定することを閣議決定し、さらに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案等を国会に提出をいたしました。どう法律案は１０月２１日に衆議院で、１０月２８日に参議院でそれぞれ可決成立をいたしております。

本年度の勧告は、官民給与の逆格差を是正するため、月例給及び配偶者に係る扶養手当を引き下げる一方、勤勉手当を引き上げることとしております。

また、官民給与の均衡を図るための調整措置として、４月の給与に格差率を乗じて得た額に４月から実施日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と６月期のボーナスの額に格差率を乗じて得た額の合計額に相当する額を１２月の期末手当から差し引く方法を取り、県でも人事委員会から、ほぼ同様の勧告がなされております。

本町も１２月期末手当支給基準日前に所要の条例改正を行うものであります。

また、平成１８年４月以降の勤勉手当の支給割合の改正もあわせて行います。

さらに一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、議会議員及び町長等の期末手当に関する条例もあわせて改正するため、関連条例を一括して一部改正しようとするものであります。

それでは、改正の要点を逐条によって御説明申し上げます。

第１条一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は、本条例第８条第３項配偶者に係る扶養手当の月額を５００円引き下げ、現行「１万３，５００円」を「１万３，０００円」に改正しようとするものであります。

第１８条第２項は、１２月期の勤勉手当の支給率を１００分の５引き上げ、現行の「１００分の７０」から「１００分の７５」に改正しようとするものでございます。別表は行政職、医療職、技能職の給料表をそれぞれ改正するものであります。

第２条も一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。平成１８年４月以降の勤勉手当の支給割合を「１００分の７５」から「１００分の７２．５」に改正しようとするものでござ

ざいます。

第3条及び第4条は、周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例並びに周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

ともに一般職の職員の勤勉手当の支給率の改正に伴いまして、町議会議員並びに町長等の12月期の期末手当の支給率を100分の5引き上げ、現行の「100分の170」から「100分の175」に改正しようとするものでございます。

第5条は、船舶職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正において別表1の給料表を改正しようとするものでございます。

附則第1項は施行期日を定めたもので、第1条、第3条及び第4条は、本年12月1日から施行し、第2条の規定は平成18年4月1日から施行しようとするものであります。

附則第2項から第4項までは、この条例の施行日以前に職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員や職務の級を異にする異動等をした職員につきまして、権衡上必要と認められる限度で調整することができる規定でございます。

附則第5項は、平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置であります。本年4月から、この改定の実施日の前日までの期間に係る官民格差相当分を解消するため、4月の給与に山口県での格差率0.12%でございますが、これに乗じて、さらに4月から11月までの8カ月分を乗じて得た額と本年6月に支給された期末勤勉手当の額に格差率0.12%を乗じて得た額の両方の合計額を12月期の期末手当で調整する規定でございます。

以上が補足説明でございますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず第1点は、今回の条例改正、差しかえが来ておりますが、実際的に今回差しかえについては追加という言い方をしておりますが、実際は見落としと言わざるを得ないというふうに考えております。その点で間違いがあったら報告していただきたいんですが、周防大島町船舶職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正、この見落としがあったと、いわゆる議員に発送するときに、その見落としがあったという点で差しかえという点かどうなのか、これがまず第1点です。

2点目、先ほど椎木助役の方が官民の逆格差という言い方をしました。で、実際的に今国においては、いわゆる一般的マスコミの論調が、実は官が悪で民が善だという言い方でかなりの宣伝をされております。私はそういう立場に立っておりません。しかし実際、今回の人事院勧告の中身を見ますと、一般職の部分、これがかなり減額されているというふうに考えております。この

影響について、まずお聞きしますが、今回行政職給料表等で等級ごとに影響額を出してあるのかどうか。例えば一般職、医療職、そして技能職、それで船舶関係にかかわる部分いうふうになっておりますが、実際的に等級ごとに出してあるのか、影響はどの程度の影響、また実際的に初任給が変わります。それぞれ登記法を利用する初任給の変更額、これについて質問します。また全体として、今回一般的には給与減と実際的な手当アップということで調整ということになっておるが、全体としてどういう影響なのか、あわせて答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） それでは、広田議員お尋ねの件にお答えさせていただきます。

船舶の関係で追加議案を差しかえさせていただきましたけれども、これにつきましては、合併して初めてということで、旧町においては船舶職という給料表はありますけれども、規則で改正というような対応であった町もあり、それとがあれが条例でというような対応でありましたので、規則というふうに判断しておったところ、いろいろ調べておりましたところ、条例で船舶職の給料が制定されるということが判明いたしましたので、このたび5条で追加させていただきました船舶職の給料表を改めるということにさせていただきました。

それと、影響額等につきましては、一応試算いたしましたところ、4月1日時点で0.12民間より公務員の方が上回っているということでありますので、4月1日現在の給料、それから住居手当とか、管理職手当とか、それに0.12をかけて8カ月分を掛けて計算いたしましたところ、それと6月の賞与につきましても0.12を掛けまして、あわせてマイナスの164万494円という金額が出ております。それと逆に今度は期末勤勉手当でありますけれども、これは職員の期末勤勉手当を12月に支給するときに、これを1.7カ月分を1.75と、0.05引き上げるといふ、この影響が635万6,005円ということで、合計で471万1,511円ということになります。

それと、逆に月例分にかかる分12月1日から施行分でありますけれども、これにつきましては、給料につきましては163万9,700円マイナスと、給料表が変わって改定率が0.37というような状況でございますので、これがマイナスの163万9,700円、それから12月から3月まで、扶養手当の中で配偶者に係る部分が1万3,500円が1万3,000円と、500円の引き下げと、引き下げに伴うところが29万4,000円と、現在147名の方が配偶者手当を支払っております。

差し引き、それでマイナスが合計が193万3,700円、先ほどの期末勤勉等が0.05上がります関係で、合計、トータルしますと277万7,811円プラスと、増減というような状況になっております。

それで、それぞれの別々のということでありましたけれども、時間的にもちょっと組合交渉もありまして、最終的に合意をいたしたのが12月22日でございますので、それからいろいろ影響額等もということでありましたけれども、一般行政職、あるいは技能職、あるいは船舶職の職とかというようなものを含めて、合計で一番直近でということでは11月に支給する金額と、それと12月と、改定後と改定前ということでやりますと、人数は375人でございますけれども、平均で11月とか改定前につきましては35万5,619円、それから12月以降ということで35万4,300円ということで、率にいたしましてはマイナス0.37と、金額にいたしまして1,319円というような状況になっております。

以上でございます。

初任給につきましては、これは従来どおり、今の現時点では影響はありませんが、これ18年4月1日以降で、このたびは当面17年12月1日以降、当面のものも改正ということでございますけれども、人事院勧告に係る給与構造改革というような関連の中でそういう初任給等の問題も今後出てくると思います。現時点では影響はございません。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今影響はないということなんですが、基本的には等級表が変われば初任給も変わると。例えば何号の何等級から、例えば行政給料表に伴う運用なら当然その等級が変わる。そしてまた、医療職が基本的に変われば実際的には変わるというふうに私はとらえているんですが、変更はないということなんですか。例えば大学出、高校出、それぞれ初任給があります。そこが変わるんじゃないかというふうに、等級そのものは変わらんとしても給料そのものは変わるんじゃないかということで聞いておるわけなんです。

それと最低限、今医療職を含めた答弁というふうにとらえていいのかなのか。行政職、船舶職、すべて、例えば医療職も今回、行政職だけということになれば、行政職全体で今答弁があったわけなんです、実際的に各等級ごとの人数等は総務部の方で把握しているんじゃないかと思うんです。等級ごとの今回改正が出されようとする部分、これはすべて把握されておると思うんですが、その辺はどうなのかという部分も実際的に聞いておきたいと、あわせて聞いておきたいと。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 再度質問がありました初任給の件でございますが、これは基本的には下がります。それと級別の人数割でございますけれども、行政職につきましては、1級につきましては構成比が1%、それから2級につきましては8%、それから3級につきましては15%、4級につきましては10%、5級については17%、6級については33%、7級については8%、8級については4%、9級については4%というようなパーセントでの構成比でございます。



す。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 一般的に今回医療船舶含めて、技能職含めて変わっているんじゃないですか、実際的には。だからそれぞれ例えば医療職においては例えば1、2、3、それで技能については1、2、そして船舶給料職についてはそれぞれ、今人数がないようなんで、それぞれ実態を聞いているわけなんです。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。

人数につきましては、1級が3名、2級が28名、3級が51名、4級が36名、5級が58名、6級が112名、7級が29名、8級が14名、9級が12名というような状況でございます。

船舶職が6名でございます。それから技能職が10名です。それから医療職が3名でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論をいたします。

まず第1点は、先ほど椎木助役の方、いわゆる今回の提案の中で大きな流れとしては、民間との官との逆格差という言われ方をしました。そのための是正だという言われ方をしました。しかし実態は今の政府のやり方、例えば官はすべて悪で、民がすべて正しい、そういう宣伝のもとでの今回の人事院勧告のあり方、いわゆる出し方であります。

私は決して官がかなり高額であるという見方はとっておりません。そしてまた、実態として、仮にその名のもとで今後、官の部分がつつん引き下げられていったら、それは民の部分の給与の引き下げにつながっていくという私はとらえ方をしております。実態としてですね。それは、実際民間の部分はバブル以降、最大の利益を上げている会社、これがあるんですよ。その民間部分も上げていかないという部分が実態として発生していると、こういう実態が今回人事院勧告の中身の矛盾としてあらわれております。私は基本的には、今まで討論してきたのは、いわゆる町職員の給与のあり方、これについてどういう立場をとるかという点は、町の職員が町民の方をしっかりと向いてそして仕事をする、そのことによって、町民から一つは理解が得られる。それともう一つは、やはり働く者の権利の主張の立場から実際的に要求を起こしていくということが二

つの柱が大事だというふうに訴えてきました。そして一定程度の前進、そこで働く職員の皆さん方の体系の前進、これを訴えてきました。しかし今回は、残念ながら人事院勧告の完全実施を行えば実は下がっていく、将来にわたって下がっていくという内容になっております。ですから私は日本共産党の議員として、今回の人事院勧告をもとにしたこの提案、これについては賛成できないということを明確にしておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第1号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5・議案第2号

議長（新山 玄雄君） 日程第5、議案第2号平成17年度漁村再生交付金浮島漁港整備工事の請負変更契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第2号平成17年度漁村再生交付金浮島漁港整備工事の請負変更契約の締結につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、平成17年度漁村再生交付金浮島漁港整備工事の請負契約でございますが、この請負契約を平成17年9月6日、ユタカ工業株式会社と締結をいたしているものでございますが、平成16年度の繰越工事がその前の工事としてございました。これの工期が平成17年10月14日まででございましたが、この16年度の繰越工事の中で、当初17年度の本工事に予定をいたしておりましたブロック運搬据付工事を既に16年度の繰越工事の方で変更で実施をいたしましたことによりまして、沈下の影響期間が既に確保されたということになりまして、17年度の事業で上部コンクリート打設が可能となりました。要するに、ブロックの据付をやって、ある程度の沈下の影響期間を置くと、置かなければ次の工事にかかれぬということではございましたが、今申し上げましたように、16年度の繰越工事の方の予算の操作がありまして、その中で

既にブロックの運搬据付が行われたということでございまして、そういう沈下の影響期間がもう確保できましたということで、17年度事業で上部コンクリート打設が可能となりました。

そこで17年度の本工事におきまして、上部工及び築磯工を増工いたしまして、原契約の4,305万円に1,739万8,500円を増額いたしました。6,044万8,500円の請負変更契約を締結しようとするものでございます。

なお、参考までに、工期は平成17年9月7日から平成18年3月24日までを予定をいたしております。

以上で、補足説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今補足説明を聞く範囲で、わかりにくい部分があるんで聞いておきたいというふうに思います。

実際的に16年度でかなり進んだと、そして17年度分で新たにはよう言うたら部分を追加するという聞き方だったんですが、その中身が今言うたんでは非常にわかりにくいという状況があります。

例えば技術の関係から答弁をされるか、もしくはもっと丁寧な部分でないと非常にわかりにくいというのが今の契約変更の補足説明というふうに私、補足説明を聞いてそのようにとらえました。ですから、全体工事として浮島工事として、実際的には現在までどのくらいやってきたと。そして17年度予定した工事高、そして残りの部分については、どのくらいという部分が流れの中で報告できればきちっと報告して、今回の部分をちょっと答弁を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えをいたします。

16年度の繰越工事ですが、これは今補足説明にもありましたように、方塊の製作、据えつけでございました。で、今回、変更契約の部分ですが、上部工のかさ上げ工事、これが190メートルです。で、新設の部分が64メートル、築磯工が1,500立米です。

で、当初契約しておりました先行の部分ですが、これは（ヤード）の方塊の製作（ヤード）の変更等がしております。したがって、それらの内容変更をいたしております。

以上でございます。

それと、今年度でこれ事業完成でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第2号平成17年度漁村再生交付金浮島漁港整備工事の請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

議長（新山 玄雄君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成17年第7回周防大島町議会臨時会を閉会いたします。

事務局長（山内 章弘君） 御起立願います。一同、礼。

午前10時03分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 新山 玄雄

署名議員 木村 潔

署名議員 平川 敏郎

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員